

## 第1回南幌町地域包括ケア推進会議

### 第1回南幌町高齢者虐待防止ネットワーク会議

### 議事概要録

### 第1回南幌町認知症初期集中支援チーム検討委員会

日 時 令和6年7月29日（月）  
16時00分より  
場 所 あいくる 2階会議室

#### ◎出席者 委員13名

三浦、加藤、大沼、苫米地、山田、濱田、藤井、本間、林、三歩、永原  
横川、吉田委員

#### ◎欠席者 2名

佐久間、棟方委員

町 谷藤課長、中村、舩館主査、中川主事、紺野主任、  
梶田コーディネーター

## 1 開 会

委員の皆様、本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。時間となりましたので会議を始めさせていただきます。

会議を始める前に挨拶運動で始めさせていただきます。皆様ご起立をお願いいたします。

「本日の会議よろしくお祈いします。」ご着席願います。

本日の会議開催にあたり、佐久間委員と棟方委員が所用により欠席と連絡がありましたので、ご報告させていただきます。なお本日の会議は令和6年度第1回目の開催となりますが、みどり苑の島委員が退任され、4月より苫米地委員が新たに選任され、本日の会議より出席をいただいております。

またレジュメ裏面になりますが、委員名簿、事務局名簿を掲載しておりますが、事務局職員につきましても、人事異動により大森から中川に変更となっておりますので、皆様にご報告をさせていただきます。

また本日の会議傍聴ということで加藤委員の歯科医院の方に実習ですかね。

研修ですけれども半年間北大病院、半年間加藤歯科で、今後その地域包括ってすごく大事なテーマなので、どんなことを協議しているのか勉強のため参加させていただいております。

よろしくお祈いします。

それではただいまより第1回南幌町地域包括ケア推進会議、高齢者虐待防止ネットワーク会議  
高齢者認知症初期集中支援チーム検討委員会を開催させていただきます。

## 2 会長挨拶

開会に先立ちまして三浦会長よりご挨拶をいただきたいと思ひます。  
よろしくお願ひします。

皆さん改めましてこんにちは。今日は珍しくちょっと大雨でお足元の悪い中お集まりいただきましてありがとうございます。

今年度第1回目ということで本日も皆様のご協力を得ながら会の方進行させていただきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。早速協議報告事項に入らせていただきますが、これからの議事進行につきましては、南幌町地域包括ケア推進会議設置要綱第6条の規定に基づき、会長が議長となって進めていくこととなります。三浦会長よろしくお願ひします。

## 3 協議事項

### 会 長

はいそれでは進めさせていただきます。  
まず協議報告事項(1)南幌町地域包括ケア推進会議についての協議に入らせていただきます。  
事務局より説明をお願ひいたします。

### 事務局説明

それでは、私の方から南幌町地域包括ケア推進会議について、ご説明させていただきます。  
資料の1ページをお開き下さい。黒く網掛けしています箇所をご覧いただきたいのですが、本会議は地域包括ケア推進会議と高齢者虐待防止ネットワーク会議、認知症初期集中支援チーム検討委員会も兼ねております。  
高齢者虐待における対応や認知症における町としての支援などを、記載にあります各構成員で検討を行い、その内容をこのケア推進会議で情報を共有し、ケアシステムの充実を図っています。  
今後においても地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築が求められていますので、迅速及び適切な支援に向け、この会議を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくりを目指していきたくてお願ひします。  
また、資料4 1ページ以降に資料編として、各運営方針や実施要綱等を参考までに添付させていただいておりますので、お時間のある時にご覧下さい。簡単ではありますが南幌町地域包括ケア推進会議についての説明は以上です。

## 会 長

はいありがとうございます。今事務局の方から説明の方ありましたが委員の皆様から何かご質問等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

ではご質問等がないようですので続きまして（２）南幌町高齢化等の現状についての協議に入らせていただきます。こちら事務局から説明の方お願いいたします。

## 事務局説明

南幌町の高齢化等の現状について説明をさせていただきます。

議案の２ページになります。令和６年４月１日現在の高齢者数に関する表となっております。

令和５年の４月１日からの１年間で一番下段になります高齢化率につきましては、前年同月比でマイナス１.２３％と、昨年に引き続き減少した形となっております。

人数で見ますと、中段に記載されております高齢者数が、５６人の増となることから、６４歳以下の人口が増加したことが要因になっていることが見てとれます。

続きまして３ページをご覧ください。こちらは令和６年４月１日現在の認定者数に関する表となっております。

令和５年４月１日からの１年間で、認定者数は６人の減となっており、内訳を見ますと、要支援認定者数が３人の増要介護認定者数は９人の減となっております。

認定者数が減少していることに合わせまして、認定率も同様に若干ではありますけど、減少している形となっております。

こちらの表につきましては、高齢者数に対する認定率を計算させていただいておりますので、４０歳から６５歳の介護認定を持つ２号の被保険者数は含まれておりません。

続きまして４ページになります。

令和６年６月末までの認定者数及び各サービス利用者の表となっております。

認定者総数は５０９人、内訳につきましては、第１号被保険者が５０１人、２号被保険者が８人となっております。

各サービスの利用者数は、居宅サービスが２６３人、地域密着型サービスが６４人、介護老人福祉施設が５８人、最後に、介護老人保健施設が３７人となっております。

下段の方には町内にあります介護サービス施設の状況について記載されておりますが、昨年度からの変更はありませんので、後ほど参考としていただければと思います。以上となります。

## 会 長

はいありがとうございます。

ただいま事務局の方から説明の方ありましたが委員の皆様から何かご質問等ありますでしょうかよろしいでしょうか、はいではご質問等ないようですので続きまして（3）地域包括支援センターの運営についての協議に入らせていただきます。こちら事務局の方からお願いいたします。

## 事務局説明

引き続き私の方から5ページから12ページにわたりまして、令和5年度事業決算と令和6年度事業予算について説明させていただきます。

5ページ、令和5年度一般会計決算書をご覧ください。

収入は、介護サービス事業収入として、決算額合計3,986,160円で予算に対し644,840円の減となっております。

支出は、介護予防計画作成委託料の減などにより。決算額合計3,244,500円で予算に対し659,500円の減となっております。

6ページ令和5年度 介護保険特別会計決算書でございます。

こちらについては、7ページ別紙①介護予防・日常生活支援総合事業分と、8ページ別紙②包括的事业・任意事業分の合計となっており、内訳となる別紙①、②により説明させていただきます。

7ページ 別紙①介護予防・日常生活支援総合事業分をご覧ください。

収入は、支出対象事業費に対し、国が25%、40歳から64歳の方の介護保険料（2号保険料）が27%、道と町がそれぞれ12.5%、1号保険料23%と保険者努力支援交付金となっております。

支出における主な減額の要因としては、介護予防・生活支援サービス事業費の負担金及び介護予防ケアマネジメント事業費の委託料、それと快足シャキット倶楽部や水中運動教室等が主なものとなります。決算額合計11,866,160円で予算に対し1,586,840円の減となっております。

次に8ページ別紙②包括的支援事業・任意事業分をご覧ください。

収入について、支出の対象事業費に対して、国が38.5%、道と町がそれぞれ19.25%、1号保険料23%と保険者機能強化推進交付金及び雑入となっております。

支出における主な減額の要因として、任意事業の役務費の成年後見人における成年後見開始申立手数料、扶助費の報酬助成の対象者がいなかったこと、委託料のシルバー生活援助員委託業務 当初の予定より伸びなかったことによるものです。

決算額合計11,753,365円で予算に対し1,639,635円の減となっております。

以上が令和5年度事業決算となります。

次に令和6年度事業予算について説明させていただきます。

令和5年度決算の予算額は補正後の最終予算額を記載しておりましたが、令和6年度予算書では比較のため当初予算額をそれぞれ記載し、比較しておりますのでご了承願います。

それでは、9ページ一般会計予算書をご覧ください。

収入は、介護サービス事業収入として4,788,000円、前年度に対し157,000円の増で計上してございます。

支出は、予算額合計3,969,000円、前年度に対し65,000円の増で計上してございます。

次ページ介護保険特別会計予算書でございます。

こちらについても、令和5年度決算と同じく、11ページ別紙①、12ページ別紙②の合計となっており、別紙①、②により説明させていただきます。

11ページ別紙①介護予防・日常生活支援総合事業分をご覧ください。

収入は、令和5年度と同様の支出対象事業費に対する負担割合となっております。

支出は、介護予防・生活支援サービス事業費では負担補助及び交付金の135,000円の増、一般介護予防事業では、一般介護予防事業委託分として347,000円の増、予算額合計16,002,000円、前年度に対し689,000円の増となっております。

つづいて、12ページ別紙②包括的支援事業・任意事業分をご覧ください。

収入は、令和5年度と同様の支出対象事業費に対する負担割合となっております。

支出は、生活支援体制整備事業では、生活支援コーディネーターの人件費に係る経費で815,000円の増、任意事業の委託料の配食サービス事業及びシルバーハウジング生活援助員派遣事業について実績にもとづき593,000円の減額となっております。予算額合計15,140,000円、予算に対し209,000円の増となっております。

令和5年度決算・令和6年度予算についての説明は以上です。

続きまして資料13ページ地域支援事業および高齢者福祉事業の概要について説明させていただきます。非常に文字が小さくて見づらいたと思いますがご了承願います。

地域支援事業は高齢者が介護にならないための予防や要介護状態となった場合においても地域で出来る限り生活できるためのサービスや事業と位置づけられており、介護保険法の中に地域支援事業が定められております。地域支援事業を大きく分類すると介護予防日常生活支援事業、包括的支援事業、次ページに渡り任意事業となりまして、そこからさらに枝分かれして各事業の内容が設けられています。

この表には各事業についての概略を記載し、括弧書きで記載している取組みが令和6年度南幌町における取組みを計画している事業の内容となっております。

例えば介護予防日常生活支援事業にある一般介護予防事業では、下の・で記載あります、介護予防把握事業から一般介護予防事業評価事業があり、介護予防活動支援事業では、地域において住民が主体的に取り組む事業として位置づけられており、事業内容としては、カフェサロンやふまねっと事業などがあります。

14ページに記載あります高齢者福祉事業では老人福祉法の中で位置づけられており、高齢者福祉事業の概要及び事業の内容を記載しております。

主として高齢者在宅支援事業があり、右の写真は、あんしんキット見守り事業におけるケースやその中に入れる情報紙の一部分を載せてありまして、この用紙にかかりつけ医や緊急連絡先の記載など記入するようになっています。

この情報紙の記載内容が古いものになっていることも多く、民生委員の方の協力依頼や広報での周知、保健師の訪問等により、最新の情報となるよう努めている所であります。

以上で簡単ではありますが地域支援事業及び高齢者福祉事業の概要について説明を終わらせていただき、事業の実施内容については担当より説明いたします。

私からは、令和5年度に実施した地域支援事業および高齢者福祉事業について抜粋して説明させていただきます。

事業の中の一部、社会福祉協議会に委託している部分については、生活支援コーディネーターより説明させていただきます。

15ページをお開きください。介護予防事業の中の快足シャキットとクラブです。

あいくるで週2回、夕張太ふれあい館で週1回、体操を実施しています。

令和5年度は、あいくる会場は新規参加者も増え、参加人数も多かったことから、火曜日と金曜日で参加者を分けて実施していました。参加者からは週2回参加したいという希望も多く聞かれていたため、令和6年度は、現時点ではどちらも参加できる体制で実施しています。

続きまして、16ページをお開きください。男の料理教室です。

新型コロナウイルス感染症の流行により、令和元年3月より、調理を伴う教室を開催できていませんでしたが、令和5年7月より調理を含めた教室を再開しました。従来からの参加者に加えて、新規参加者が6人入り、実人数17人、延べ66人の参加となっています。管理栄養士による講話や調理実習、試食により、男性が栄養や調理に興味を持つ場となり、また男性同士の交流の場にもなっています。

17ページ下段です。健康教育・健康相談です。

依頼のあった老人クラブ等へ健康教育を実施しています。そのうち、1回はフレイル講演会ということで講師を招き、町民向けに講演を実施しました。日頃から身体を動かすことに加え、社会とのつながりをもつ事の大切さを講話していただきました。

18ページ上段です。地域リハビリテーション活動支援事業です。

地域での高齢者の集まりに、町内にいるリハビリ専門職を派遣し、介護予防に資する知識の普及や運動などを実施し、地域での介護予防の取り組みを支援するものです。

令和5年度はカフェサロンにも奨励し、老人会の他に、新たにカフェサロン3カ所での実施がありました。講師を担う町内のリハビリ専門職からは、元気な地域の高齢者と触れ合う機会となり、地域の声を聞ける大変貴重な場であるとの声をいただき、参加者からも身体のことと体操のつながりがわかったと公表をいただいています。

22ページをお開きください。包括的支援事業の家庭訪問、総合相談です。

総合相談件数は年々増加しており、ご家族からの相談が多く、在宅介護に係る相談や介護申請、医療機関についての相談が多くありました。認知症に関する相談も年々増加しており、昨年104件の所、今年度は195件の認知症に関する相談となっています。

家庭訪問では、日頃の訪問活動の他に、新規で相談を受け、支援を必要とする方への訪問や何度も訪問して調整や支援が必要なケースが増えてきています。

高齢者虐待防止ネットワーク事業、地域包括ケア個別会議、認知症初期集中支援推進事業については、この後の議事にて説明させていただきます。

27ページをお開きください。認知症地域支援・ケア向上事業です。

認知症地域支援推進員として、3名配置し、認知症の正しい知識の普及啓発をおこなっています。

令和5年度は、普及啓発として令和5年9月に世界アルツハイマー月間に合わせて、広報への掲載、あいくるでのパネル展の実施、ぽろろ図書室での認知症本コーナーの設置を実施しました。

29ページをお開きください。4. 任意事業の中の介護者サロンです。

介護者の方が正しい知識を習得することに加え、介護者同士が交流することで心身のリフレッシュを図ることを目的に開催しています。

令和5年度より毎月開催としましたが、1~2名の月が多く、1回の参加者が少ない状況でありました。10月に開催した交流会は参加者が10名と多く、テーマがある方が参加者としては参加しやすい様子が見受けられたため、令和6年度は毎回テーマをもうけ、負担にならない程度に2か月に1回開催することとしています。

31ページをお開きください。高齢者福祉事業の中のアんしんキット見守り事業です。

救急隊が駆け付けた際に、緊急連絡先や医療情報などを迅速に把握し、人命の安全を確保することを目的に配布していています。新規配布については、民生委員さんの御協力得ており、また情

報更新については、広報での周知や日頃の訪問活動での確認、担当しているケアマネージャーのご協力をいただきながら、最新の情報になるよう周知に努めているところです。

32ページをお開きください。除雪サービス事業です。

申請件数99件、うち利用決定が89件となっています。令和4年度より件数はほぼ横ばいでニーズの高い事業となっていますが、担い手や農家地区などの課題はあるため、今後も体制を構築できるように検討が必要な事業となっています。

私からの説明は以上となりますが、引き続き、社会福祉協議会に委託している事業について、生活支援コーディネーターより説明させていただきます。

社会福祉協議会の方で生活し、コーディネーターをしています。

私の方からは町より委託しています一般介護予防事業と生活体制整備事業について報告させていただきます座って説明させていただきます。

議案17ページ、高齢者いきいき健康マージャンです。マージャンを通じて高齢者の仲間作りと生きがい作りを目的に実施されている事業ですが、毎週火曜日に固定し開催し、開催時間を3時間に延ばしたこと、令和5年度から初心者コースを設け、ボランティアの講師の方が丁寧な指導を受けられるということで、

大変好評を得て、新規登録者や再参加者が増えております。

また、参加者が講師からの強い希望により、これまで中止しておりました麻雀大会を今年度8月20日に開催される予定で、現在のところ30名ほどの方が参加を申し込みされており、参加者同士の交流の場となると考えております。

続きまして、議案18ページのふまねっと事業をご覧ください。ふまねっと事業を通じて、あいくるや老人会、カフェサロンなど身近な場所で高齢者自身が介護予防に取り組むことを目的に実施されている事業です。

ふまねっとネットサポーター13名が自主練習教室を開き、日々ふまねっと運動を練習しており、令和5年からは地域の方の参加を募り運動を実施して1日平均3人ほどが参加されております。

また、サポーター研修として、NPO法人ふまねっと代表理事北沢さんを講師にお招きし、フォローアップ研修会を実施しました。

今後も活動目標を話し合い、活動のヒントを得て、意欲的に教室を開催しております。

続きまして、議案19ページの介護支援ボランティアポイント事業をご覧ください。

ボランティア活動を通じて、社会参加は社会貢献を促進し、介護予防を促進することを目的に実施されている事業です。

令和5年は、介護保険施設等でのボランティアの受け入れが活発となり、ニットボランティアなど新たなボランティア活動団体が生まれるなどしつつ、登録者数を述べています。

また、3月1日には、地域リハビリテーション活動支援事業を活用した学習交流会が実施され、32名の方に参加していただき、ボランティア活動者同士の交流の場となりました。

続きまして、議案20ページを御覧ください。地域に密接なグループが開催運営する地域作りサロン運営費補助金事業ですが、町内で7ヶ所のカフェサロンが継続開催され、令和4年に実施した

認知症サポーターステップアップ講座を受講したボランティアスタッフがチームオレンジとして、地域の見守り活動の支援者として従事しています。

3月12日には、防災について学習交流会を実施し、災害が起きる前からの地域の見守りや声掛けについて学習しました。

最後に、議案26ページをご覧ください。令和2年より実施している生活体制整備準備事業の中で、生活支援に繋がったサービスについてご報告させていただきます。

昨年秋ごろ、町内にお住まいの障害のあるご夫婦から、冬場のゴミ出し支援についてご相談があり、モデルケースとして、近所に住むご夫婦にゴミ出し支援ボランティアを依頼し、春頃まで実施させていただきました。

また、その間に介護支援専門員や保健師などからも、ゴミ出し支援のご相談を受け、北町で3件、今年に入り農家地区でも1件、みどり町でも1件いずれも単身高齢者や、高齢者夫婦世帯などからの新たなゴミ出し支援のご依頼がありまして、それぞれ近所に住む方をコーディネートさせていただき、新たにボランティア登録をしていただき、ゴミ出し支援ボランティアに注視していただいております。

また農家地区につきましては、調整中に施設入所者となりに実施には至りませんでした。

介護支援ボランティアポイントを活用することで、ゴミ出し支援を依頼する方も気兼ねなく依頼することができ、ボランティアに従事する方も1年間ボランティアをされた分、翌年、商品券に交換することができ、大変喜ばれています。

何よりこれまで近所づきあいをされてこなかった依頼者には、見守りや声掛けをする方ができたことへの安心感が生まれ、近所同士の見守り活動と繋がるきっかけとなりました。

今後もこのようなご相談が増えると思いますが、既存の事業を活用しつつ、住民同士の繋がりや支援の場を繋ぐお手伝いをしていきたいと思っています。私の方からは以上となります。

## 会 長

はいありがとうございました。

長かったですけど、今事務局の方から説明の方ありましたけど、委員の皆様から何かご質問等ありますでしょうか。

よろしいですか大丈夫ですかね。

ではご質問がないようですので続きまして(4)の地域密着型サービス事業所についての協議に入らせていただきます。こちらも事務局の方から説明をお願いいたします。

## 事務局説明

それでは、資料34ページをお開き下さい。平成18年度の介護保険法の改正により、南幌町民のみが利用できるサービス事業所ということで、資料35ページ下段の表に記載しておりますGHみ

どり野の郷からデイサービスセンターみどり野の事業所が地域密着型サービス事業所となっております。

指定居宅介護支援事業所アザレアと南幌みどり苑居宅介護支援事業所は道が指定する事業所として定められておりましたが、介護保険法の改正に伴い、平成30年度から町が指定権限をもつ事業所となったことから、令和元年度より密着型サービス事業所と同様に南幌町が指定更新の許認可事務や運営指導を行うこととなっております。

34ページに戻りまして、①の運営指導では、令和5年度は2事業所において実施しました。状況としては、施設内の整備状況の点検やケアプラン・モニタリング状況、虐待防止・身体拘束廃止への取り組み、職員研修、防災対策等の現状を確認し、各事業所とも重大な問題はみられませんでした。

②の集団指導では、道からの資料を基に管理者と町で共通意識がもてるよう年に1回の実施をしています。

31ページから32ページ上段にかけて記載しております2のグループホーム運営推進会議ですが、各グループホームで実施された実施日を記載させていただいていますが、民生委員や老人会会長、入居者のご家族を含めて行い、地域関係者と情報の共有を図っているところであります。

3のグループホーム連絡会議は年2回集団指導とは別に実施している会議で、各グループホームの管理者が集まり、入居者の状況や各グループホームの取組内容の現在困っている事案例を情報共有し、ケアの質の向上に努めているものです。

4の事業所指定更新については、グループホームみどり野の郷が8月30日で期間満了となることから、この後の議題(5)の認知症対応型共同生活介護施設の指定更新についてで説明させていただきます。南幌町地域密着型サービス事業所についての説明は以上です。

## 会 長

はいありがとうございます。

ただいま事務局の方から説明の方ありましたが委員の皆様からご質問、ご意見の方ありますでしょうか。

## 委 員

はい、ちょっとわからないので聞きたいのですが、今のこの施設で南幌住民じゃないと入れないとか、南幌町外からでも入れるとか何か地域密着型っていうとそういうイメージがあるのですが、そういう施設っていうのはたくさんあるのですか。

## 事務局

南幌町民だけが利用できる先ほど申し上げました地域密着型サービス事業所というのが、4で表に記載していますグループホームのみどり野の郷からデイサービスセンターみどり野までっていう

ことですが、その他に町外の方は利用できるというのは南幌みどり苑とゆうの施設2ヶ所となります。

委員

特養と老健は町外で入れるけど、グループホームは全て町民ということですね。

事務局

地域密着型っていうのが基本的に近場でっていうか街の中で利用していただくサービスという形になっていますので、そこに属しているグループホームっていうのは基本的に町内にご住所のある方です。

委員

このグループホームは鶴城が2ユニットであと他はユニットの9名っていうことなんですか。

事務局

そうですはい。

委員

ありがとうございます。

委員長

よろしいですか。

はい、他にご質問等ありませんでしょうか？はい、ではご質問ないようですので、続きまして(5) 認知症対応型共同生活介護施設の指定更新についての協議に入らせていただきます。

こちら事務局からお願いいたします。

事務局説明

それでは認知症対応型共同生活介護施設の指定更新について説明させていただきます。

介護事業所においては、指定期間というものがあり指定期間満了までに更新申請等を提出いただき更新しなければならないこととなっています。

地域密着型サービス事業者の指定更新においては、この包括ケア推進会議にて指定更新の確認結果を委員の皆様へ報告し審議を頂き承認を得ることにより、新たに指定を更新する流れとなります。

先ほどの説明の中でもありましたとおり、グループホームみどり野の郷が、12月18日で指定

期間満了となることから、事務局において、36ページ記載のスケジュールのとおり指定更新申請の書面を基に更新内容を確認し、特に問題が無いと判断した場合、委員の皆様に参加をいただくに、書面協議として進めたいと考えておりますが、委員の皆様にお諮りいたします。

#### 委員長

はい、では今事務局の方からグループホームみどりの里の指定更新については委員の皆様に参加をいただくに事務局の方で更新内容を確認し、それをもって書面での協議を行うということの今説明がありましたが、委員の皆さんよろしいでしょうか。

#### 委員

了承する。

#### 委員長

ありがとうございます。

では（５）の認知症対応型共同生活介護施設の指定更新について皆様のご承認をいただきましたので、この協議については終わらせていただきます。

続いて（６）の南幌町認知症初期集中支援チーム検討委員会の活動状況についての協議に入らせていただきます。こちらも事務局からお願いいたします。

#### 事務局説明

令和５年度認知症初期集中支援チーム 活動実績について説明させていただきます。

37ページをご覧ください。

認知症初期集中支援チームは、認知症が疑われ生活に支障をきたしているが、医療も介護サービスも受けていない、または中断している、もしくはサービスを受けているが症状が顕著で対応に苦慮している方に対して、精神科医、保健師、介護福祉士をチーム員として、課題の整理や対応方法を検討し、医療や介護サービスへ引き継ぐものとなっています。

令和５年度は対応件数 実人数６件、うち令和４年度からの引き継ぎが５件となっています。

①の方は元々専門医への受診があり、認知症というよりは不安症としての対応であったため、継続して専門医への受診を継続するという事で終結しています。

②③④の方は、ご家族からの相談であり、専門医へつながったため終結となっています。終結後、介護サービスにも結び付いています。

⑤の方は、支援により疎遠であった家族と連絡がとれるようになり、ご本人希望により施設入所となっています。

⑥の方は、医療も何も結び付いていない方でしたが、支援により医療に結び付いたため終結となっています。

医療や介護サービスへ引き継ぐことで認知症初期集中支援チームとしてのかかわりは終結しますが、必要な方へは継続してかかわることが必要になっており、今後も地域で認知症のある方や、そのご家族が暮らし続けられるよう支援体制を構築していきます。

私からの説明は以上となります。

## 委員長

はい、ただいま認知症初期集中支援チームの報告がありましたが、委員の皆様からご意見ご質問等ありますでしょうか。

ではご質問ないようですので、続きまして（7）高齢者虐待防止ネットワーク会議活動状況についての協議に入らせていただきます。こちら事務局からお願いいたします。

## 事務局説明

令和5年度高齢者虐待防止ネットワーク事業の活動実績について説明させていただきます。38ページをご覧ください。

令和5年度は、虐待を受けたと判断・対応した事例は2件、虐待疑いと判断し、事実確認を行った結果、虐待の事実は確認できないと判断した事例が1件でした。

虐待を受けたと判断し、対応した事例は、夫婦のため夫と妻で2件としています。

担当しているケアマネージャーからの相談でした。認知症のご夫婦が劣悪な環境で生活しており、息子さんと連絡が取れないということで放棄放任として対応した事例です。

対応により、ご家族と連絡がとれるようになり、訪問サービスを追加し、在宅生活を調整していたため、虐待対応としては終結しています。

今後も高齢者の権利を守るため、虐待予防の周知を行うとともに、早期発見、早期対応、再発防止を図っていきます。説明は以上です。

## 委員長

はいありがとうございます。ただいま虐待防止ネットワークの活動状況についてご説明ありましたが、委員の皆様からご質問ご意見等ありますでしょうか。

では質問がないようですので協議事項の最後であります（8）地域個別ケア会議における活動状況についての協議に入らせていただきます。事務局からお願いいたします。

## 事務局説明

令和5年度 地域ケア個別会議の実績について説明させていただきます。39ページをご覧ください。

令和5年度は個別事例の検討として6件、実施しました。

支援困難事例のケア個別会議開催はなく、すべて自立支援に向けた検討事例となっています。

町内の支援者が、対象者について、住み慣れた家で、その方らしく生活していくためにどうしていくかについて検討を行っています。

これら事例をとおして、下段にあります地域課題として、①地域にいるご本人を支える職種でご本人のやりたいことに近づけるためにどうするか、本人の自立とは何かを考え続けることが、ご本人や家族が地域で生活していくために大切であるということをご共有認識していきます。

②事例の中で、男性介護者について、介護者同士のつながりをもちづらく、孤立しやすい傾向にあったため、男性介護者のニーズを今後丁寧に確認していくことも必要であることもみえてきました。

住み慣れた我が家で生活を続けられるよう、町内の関係事業者の皆さんと一緒に高齢者が安心して暮らしていける地域について今後も検討を深めていき、よりよい支援になるよう一つ一つの事例を大切にしていきたいと思っております。以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

## 委員長

はいそれでは地域ケア個別会議の報告がありました、皆様からご意見ご質問等ありますでしょうか？よろしいですか。

大丈夫ですかはい、ありがとうございます。

ご質問がないようですので本日の協議報告事項については終了させていただきます。

それでは会議次第の4、その他に入らせていただきます。事務局の方から何かありましたらお願いいたします。

## 4 その他

## 事務局

それでは令和6年3月に策定しました第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき介護保険利用の手引きを作成しております。今後の地域包括ケアシステムの充実のためなどの参考としていただければと思ひまして皆様に配布しました。お時間のあるときにお読みいただければと思ひます。次回会議につきましてですが、第2回推進会議を2月上旬ごろ予定として考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

## 5 閉会

## 委員長

はい。では以上で本日の会議の次第は全て終了しましたので、これをもちまして第1回南幌町地域包括ケア推進会議を閉会させていただきます。

次回の会議についても皆様ご出席のほどお願ひいたしまして本日の会議を閉会させていただきます。委員の皆様、長時間にわたり大変お疲れ様でした。

皆様ご起立をお願いします。本日の会議お疲れ様でしたお疲れ様お疲れ様でした。

(終了16時55分)